



葉山小だより

「自分で考え 行動する子」 「仲良くする子」

No.5

令和元年6月1日
葉山町立葉山小学校
校長 富樫 俊夫

PTAの皆さん ありがとうございます

5月17日（金）のPTA総会ではご協力ありがとうございました。
今年も総会前に、本校橋本総括教諭の指揮で校歌を出席者全員で歌い、和やかな雰囲気の中で総会が始まりました。そして、無事に議案が承認され、令和元年度PTA事業が本格的にスタートできることになりました。

「教育」は学校だけでは十分ではなく、保護者の皆様、地域の皆様の協力が必要です。特にPTAの皆様には、活動を通じて、子どもたちの健やかな成長を様々な場面で支えてくださり、感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、PTAの活動以外にも保護者の皆様の有志による「花と緑のサポーター（花サポ）」・「学校図書ヘルパー（GTH）」・「読み聞かせサークル」等があり、子どもたちの学校生活をより豊かにしていただいております。重ねてお礼申し上げます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。



大規模地震発生及び大規模地震情報等が出されたときの児童のお迎えについて

学校では、①大規模地震が起きたとき、②大規模地震情報等が出されたとき、③大規模地震発生後に津波警報が発令されたときは、保護者の方にお迎えをお願いしております。

なお、大規模地震とは、葉山町における震度が5弱以上のものを想定しておりますのでご承知おきください。

6月には、児童引き取り訓練を予定しています。本年度は児童が学校にいる時間帯に大規模地震等の情報が出され、校庭に避難している状態での引き取り訓練を行います。詳細につきましては『児童引き取り訓練』実施のお知らせをご確認ください。

☆ 不審者に遭遇したら ☆

川崎市登戸で小学校6年生の女子児童が刃物を持った不審者に命を奪われるというたいへん悲しい事件が起きてしまいました。

学校では、登下校中や休日に不審者に遭遇したら、次のように対応するように指導しています。

- ・その場を離れ、近くの大人に助けを求める。
- ・車等の誘いに絶対にのらない。

また、暗くならないうちに家に帰ること（校庭を使えるのは午後5時までです。）や、できるだけ一人での行動を避けることも不審者に遭遇しないために大切なことです。

なお、助けを求められた地域の方、そして、保護者の方は、警察に連絡をお願いします。

◆◆ 土曜参観について ◆◆

土曜参観につきましては、実施にあたり、気持ちよく参観していただくために、次の点についてご協力くださるようお願いいたします。

- ・授業の写真・ビデオ撮影は、児童が授業に集中できなくなるだけでなく、個人情報保護の観点からもご遠慮ください。
- ・車でのご来校は、ご遠慮ください。
- ・上履きをご持参の上、児童昇降口よりお入りください。外靴は袋をご持参のうえお持ちいただくか、児童用の靴箱の上に置いてくださるようお願いいたします。
- ・学校敷地内は**禁煙**です。

◆ ◆ 水泳学習について ◆ ◆

6月から子どもたちが楽しみにしている水泳学習が始まります。しかし、水泳の学習は大きな事故につながりやすいものです。事故を防止するため、水泳学習がある日は、ご家庭での**朝の健康観察**、そして「**健康観察カード**」への記入をよろしくお願いします。

また、**プール上の道路からの写真・ビデオ撮影はご遠慮ください。**

◆ ◆ 教材費・給食費の振り込みによる集金にご協力を！！ ◆ ◆

昨年度の学校だより3月号にて教材費の集金方法の変更をお知らせさせていただき、6月に「ゆうちょ銀行」から引き落としをさせていただきます。これもすでにお知らせしたところではございますが、引き落としの際、給食費と教材費を引き落とすことで、引き落とし手数料が10円となり、また同時でないとどちらも引き落とせなくなってしまいます。具体的な金額は各学年からお知らせいたします。また、修学旅行代につきましては、以前9月とお知らせいたしましたが、8月に変更させていただきます。ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給食費	—	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
教材費			○					○				
臨時		キャンプ (5年)			修学 旅行 (6年)				卒業 アル バム (6年)			

◆ ◆ 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について ◆ ◆

神奈川県では、「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が4月1日より施行され、自転車保険の加入義務化が10月1日より施行されます。子どもたちの安全のためにも、本条例の遵守と自転車の安全利用にご協力くださるようお願いいたします。

詳細につきましては、すでに配付させていただきました文書をご参照くださるようお願いいたします。